別表千葉地方法務局の部同地方法務局の款東金出張所の項中「山武市」を「山武市　大網白里市」に、「大網白里町　九十九里町」を「九十九里町」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○外務省令第十九号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「在ソロモン日本国大使館」を「在サモア日本国大使館　ソロモン日本国大使館」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。